

平成 28 年（2016 年）3 月 24 日

長野税務署

署長 浅見 清美 様

個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組に関する要請書

長野県及び県内市町村の税務行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、給与所得者の個人住民税は、地方税法において、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者が特別徴収することされています。

これまで長野県及び県内市町村では、関係団体や事業者の皆様への周知活動を行うなど、共同して個人住民税の特別徴収の推進に取組んでまいりましたが、県内の給与所得者のうち特別徴収の方法により徴収されている納税義務者の割合は、全県で約 7 割にとどまっています。

こうした状況を踏まえ、長野県と県内全 77 市町村は、個人住民税の特別徴収制度の適正な運用と納税者の利便性向上、安定した税収の確保を図るため、平成 30 年度から、原則として所得税の源泉徴収義務のある全ての事業者を個人住民税の特別徴収義務者に指定することにより特別徴収を徹底し、その円滑な実施に向けて共同で取り組んでまいります。

今後、長野県と県内全 77 市町村において、この取組について事業者や従業員に対して幅広く周知・広報を行ってまいりますが、貴署におかれましても、この趣旨を御理解いただき、所得税の源泉徴収義務者への周知の機会の提供など、この取組の円滑な実施に向けて特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、県内の他の税務署に対しましても、この旨を周知してまいりますので、御承知おきください。

長 野 県 知 事 阿部 守一

長野県市長会会长 三木 正夫

長野県町村会会长 藤原 忠彦